

自然エネルギー茅野地域協議会規約

第1条（名称）

本会の名称を「自然エネルギー茅野地域協議会」とする。

第2条（事務所）

本会の事務所を、長野県茅野市内におく。

第3条（目的と活動内容）

本会は、長野県内において、地域資源を活用した地域協働による自然エネルギーの普及及び自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくりに向けて、下記の活動をすすめるために、多様な主体の連携と対話を図りながら、総合的な調整を行なうための協議組織である。

- ①自然エネルギー普及に向けた政策手法の検討・提言
- ②自然エネルギー普及モデル構築のための調査検討
- ③地域と連携したパイロット事業の実施及び支援
- ④その他、上記の目的を達成するために必要な活動

第4条（会員）

①本会の目的に賛同する団体、企業、地域協議会及び行政機関等を代表する者、及び専門分野の研究者は、正会員となることができる。正会員は本会の目的が達成できるようにそれぞれの所属組織や領域において努力する。正会員は会長に申し出ることによって任意に入退会することができる。

②反社会的な活動を行なう団体やこれに従事する者は会員となることができない。

第5条（役員）

①【会長】全体の調整・統括役として会長（1名）を運営会議の推薦により、総会の議決を経て選任する。

②【副会長】会長は副会長（若干名）を正会員の中から選任することができる。副会長は、会長を補佐し、会長不在時に代行する。

③【理事】会員の申し出を受け、かつ会長が推薦するものを、総会の議決を経て理事に選任する。理事は運営会議において議決権を有する。

④【監事】監事（2名）は、本会の事業及び経理を監査する。また、監事は運営会議の推薦により、総会の議決を経て選任する。会長は監事が必要と判断した場合は運営会議を招集しなくてはならない。

⑤【顧問】会長は、本会の運営のため専門的な助言を得る必要がある場合は、顧問（若干名）を選任することができる。

⑥【任期】すべての役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、役員に欠員が生じた場合、会長が必要と認めた場合は、運営会議の承認を経て、補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

第6条（組織運営）

①【総会】通常総会は年1回、会長の召集により開催する。総会は、正会員（委任状出席を含む）の過半数で成立する。総会では、年次計画と予算の決定、年次報告と決算の承認、規約の改廃、役員を選任などについて、出席正会員の過半数により議決

する。準会員及び賛助会員は総会に出席して発言できる。

②【運営会議】運営会議は、会長が招集し、理事の過半数により成立する。運営会議の議事は理事の互選により選任された議長が執り行う。運営会議では、年次計画の執行、専門部会の設置、予算執行、会長・監事の推薦等に係る協議を行う。会員は運営会議に出席して発言できる。運営会議における意思決定は理事の過半数により行なうが、少数意見を最大限尊重し、会員の総意となるように努力しあう。

③【事務局】本会の日常的な業務は事務局が行う。会長は、事務局長と事務局次長（複数）を選任することができる。

④【オブザーバー】本会の会議には、必要に応じてオブザーバーを置くことができ、会議において意見を述べることができる。会長は、オブザーバーを選任することができる。

⑤ 公開原則】総会及び運営会議は原則公開で行なう。また、本会の業務にかかる資料は求めがあればいつでも開示することができるようにする。

第7条（財政）

本会の経費は、会費、寄附、補助金、受託金、寄付金、その他の収入（参加費等）により支弁し、監事の指導のもと適正な財政運営をすすめる。

第8条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度の終了後3ヶ月以内に、事業報告書と収支決算書について、監査を受けた後、運営会議の承認を得ることとする。

第9条（解散）

総会の総意により本会を解散することができる。解散時に残預金がある場合は解散時の総会によって処分を決定することとする。

第10条（細則）

運営会議は、本規約のほかに必要な事項について定めることができる。

付 則

平成23年11月29日より発効する。